

7. 用語解説

〈あ〉

◆ アメニティ：

住みやすさや快適さという意味を持つ。西洋ではあるがままの状態とも定義される。人間の生活環境の快適さを指す言葉。

◆ 移動円滑化基準：

交通バリアフリー法に基づく義務基準として、特定経路及び駅舎の整備において、遵守すべき内容を示したもの。

◆ イメージハンプ：

自動車の走行速度を抑え歩行者の安全性を高めるため、車道舗装の色や形を工夫した擬似的な凹凸のことを言う。(図 7-1 参照)。

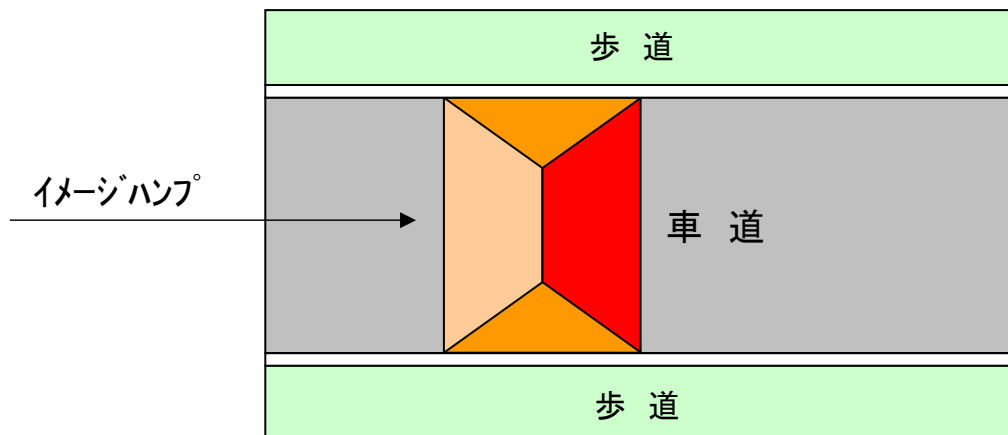


図 7-1 イメージハンプ

◆ 迂回率：

出発地から目的地までの経路で、バリアフリー化が図られた経路を、健常者が通常利用する経路で割った数値。1.00 を目標とする。

◆ ST (エスティ) サービス：

スペシャル トランスポート サービス (Special Transport Service) の略称であり、地域で生活する高齢者、身体障害者等の方々の自由な生活の移動手段として、利用者の住居の玄関口から目的地の入り口まで (ドアツウドア) の送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約によりバスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。送迎車両は、車いすのまま乗降できるようリフトやスロープが付いており、車内の床を平たくし、車いすを固定する仕組みが整ったバン・タイプなどが使用されている。

◆ LED(エルイデー)信号機：

発光ダイオード式灯光機を使った信号機で、目視しやすく安全性の向上による事故防止効果が高いと言われる。

◆ オストメイト仕様：

人工肛門や人工膀胱保持者となった方が利用しやすいように、車いす用便所に温水シャワー、専用流し台を設置した便所。

〈か〉

◆ キャップハンディ：

障害を持たない人が「障害のある状態」を疑似体験し、障害を持つ人の身体状況や気持ちの一端を理解する「気づき」を目的とした取り組み。

◇車いす体験：凸凹道や段差、スロープなど、車いすに乗ったり介助したりする体験

◇視覚障害体験：アイマスクを使った歩行体験、特殊レンズを使つての様々な目の障害体験

◇上肢障害体験：手や腕の機能障害を想定しての不自由な体験

◇聴覚障害体験：耳の聞こえの仕組み、口話や手話コーラス体験

◆ 可変式情報設備：

フラップなどを用いた機械式やLEDなどを用いた電子式の表示方法を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のことを言う。

◆ 交通バリアフリー化：

高齢者、身体障害者等が安全安心に移動できるよう障害をなくすこと。

◆ コミュニティーバス：

路線バスとタクシーの間を埋める小型バスでバス不便地域を運行する新しい乗合バスの総称。交通体系の確立、高齢者・身体障害者等のモビリティの確保、環境負荷の軽減などの面から公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

〈さ〉

◆ シケイン：

自動車の走行速度を抑え歩行者の安全性を高めるため、車道を左右に惰行させる構造のことを言う。(図 7-2 参照)

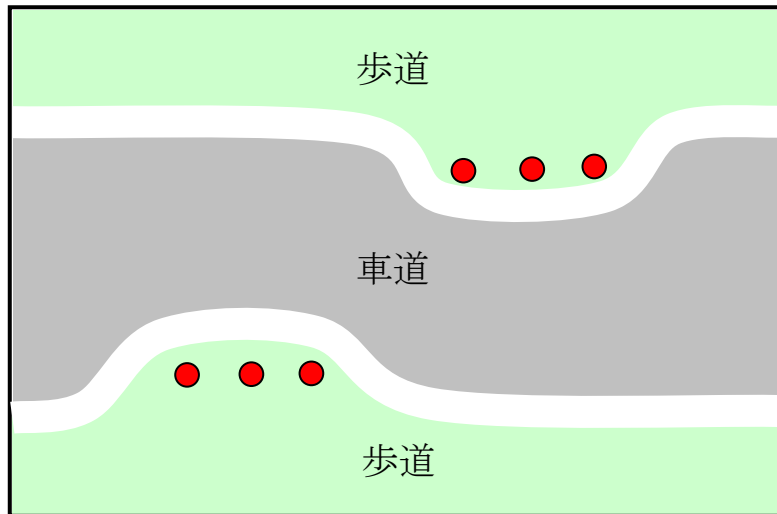


図 7-2 シケイン

◆ 重点整備地区：

交通バリアフリー法に定められている鉄道駅を中心とする徒歩圏域(約500m～1000mの範囲)で、不特定かつ多数のものが利用する公共公益施設を含む、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。重点整備地区においては、鉄道駅と周辺の道路を一体的・重点的に整備を図ることとされている。

◆ 視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）：

横断歩道中央部にアクリル性の突起帯を幅30cmの間に敷設し、視覚障害者の横断方向を示す役割を果たすもの。

◆ 視覚表示設備：

視覚情報を表示した案内誘導設備で、サインとも言う。種別としては、誘導サイン、位置サイン、案内サイン、規制サインがある。また可変式情報設備もその中に含まれる。

〈た〉

◆ タウンモビリティ：

高齢者、身体障害者等が、まちで安全・快適な活動ができるように、商店街等において、移動しやすく、買い物等をしやすくする目的で、電動スクーターや車いす等を貸し出すサービス。タウンモビリティにより、高齢者、身体障害者等の外出機会の拡大、商店街の活性化などが期待される。

◆ 駐停車禁止路側帯：

歩行者の通行のため、または車道の効用を保つために歩道のない道路または歩道のない側に設けられた帯状の道路の部分で道路標示（白線）によって区画される路側帯のうち、軽車両の通行が可能かつ車両の駐停車が禁止されるものを言う。（図 7-3 参照）

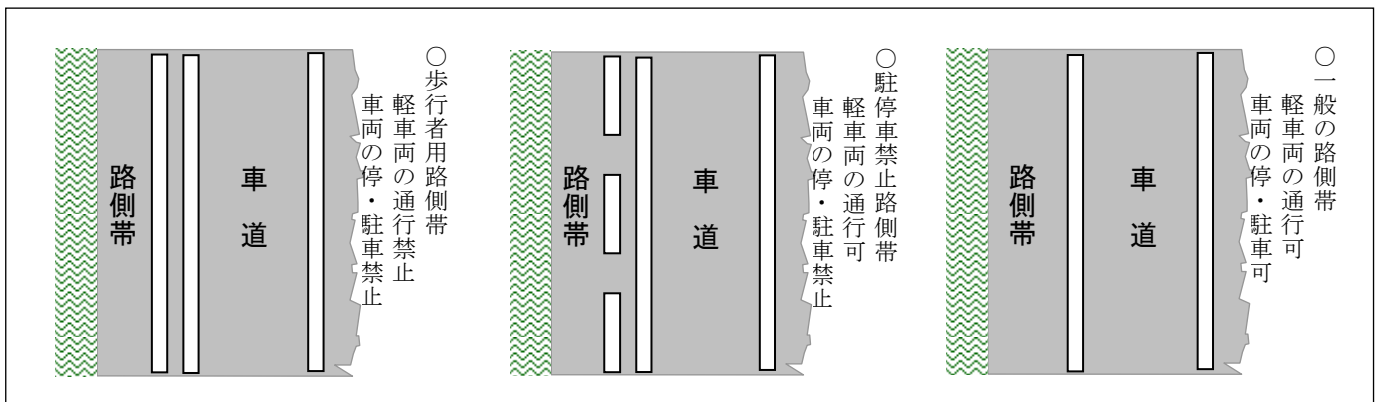


図 7-3 路側帯

◆ TMO (ティームオー)：岸和田 TMO (Town Management Organization)

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成 10 年 7 月 24 日施行) に基づく団体。

岸和田商工会議所が母体となって地元商店街とともに設立。中心市街地の商業、観光部門を振興対象領域として、その振興実現に向けた企画調整機関としての役割を担う。

◆ 低床バス (ワンステップ・ノンステップバス等)

高齢者、身体障害者等が乗降しやすいバスとして開発されたもの。従来のバスは 2, 3 段のステップに、道路面と床の高さが約 80~90cm であったのに対し、低床バスは 65cm 以下がバリアフリー法の基準となっている。低床バスとしては、乗降口における車内のステップが 1 段であるワンステップバス (床面高約 65cm) とステップのないノンステップバス (床面高約 30cm) がある。空気圧で車体を下げるニーリング (車高調整) 装置が付いているノンステップバスでは、さらに車体を 7cm ほど下げることができる。

◆ 透水性舗装：

舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能をもつ舗装。

◆ 特定経路：

鉄道駅と公共公益施設を結ぶ道路等であり、移動円滑化のための道路構造の改良、歩道の設置、案内標識の設置などの施設整備を行うこととされている経路。

なお、本市における特定経路の基本的な考え方を、18 頁にまとめている。また、「B・Dブロック」における特定経路の具体的な考え方を 41～42 頁にまとめている。

〈な〉

◆ ノーマライゼーションの理念：

障害を持っている者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。デンマークの知的障害者福祉の取り組みから生まれた理念

〈ほ〉

◆ 歩行者用路側帯：

歩行者の通行のため、または車道の効用を保つために歩道のない道路または歩道のない側に設けられた帯状の道路の部分で道路標示（白線）によって区画される路側帯のうち、軽車両の通行および車両の駐停車が禁止されるものを言う。（図 7-3：49 頁参照）

〈ま〉

◆ モビリティの確保：

モビリティとは社会的な移動性、流動性を意味する。

高齢者、身体障害者等をはじめとして誰でもが、動きやすい交通手段を確保することを意味する。

〈や〉

◆ ユニバーサルデザイン：

障害者/高齢者/健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品/建物/環境などをデザインすること。1974 年、アメリカのメースによって提唱された概念。



岸和田市交通バリアフリー基本構想

(南海本線春木駅・JR阪和線久米田駅周辺地区)

2006年(平成18年)5月発行

■発行 岸和田市

■編集 岸和田市 都市整備部 建設指導課
建設部 交通河川課
保健福祉部 障害福祉課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

建設指導課 Tel 0724-23-9571 Fax 0724-23-7252

交通河川課 Tel 0724-23-9499 Fax 0724-23-3347

高齢障害福祉課 Tel 0724-23-9469 Fax 0724-31-0580

ホームページ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp>